

参 考 资 料

【参考資料】

1 用語解説

【あ】行

●Lアラート

地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」が、共通に利用する情報基盤のこと。

●応急危険度判定

大地震などにより、被災した建築物や宅地の被害状況を調査し、人命にかかわる二次的災害の軽減・防止を図ることを目的として行う危険度判定。建築物の判定を行う被災建築物応急危険度判定と、宅地の判定を行う被災宅地応急危険度判定がある。

【か】行

●花崗岩

石英と長石（斜長石、カリ長石、またはその両方）を主体とする深成岩で、その他に雲母（黒雲母、白雲母、またはその両方）や角閃石、磁鉄鉱などを含んでいることが多い。みかげ石とも呼ばれ、建材や墓石などにも使われている。

●可とう性

物質が外力によって、しなやかにたわむ性質や曲げたり、撓み（たわみ）を持たせることができる性質のこと。

●かまどベンチ

平常時はベンチとして使用し、災害時は座板を外して備え付けの金網を使ってかまどとして使うことができるもののこと。

●感震ブレーカー

大規模な地震などに伴う停電が復旧し、通電が再開される際に発生する通電火災を予防するため、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具のこと。

●基盤岩

地質学的には、その地域における最も古い岩石を基盤岩といい、主として火成岩や変成岩から成るもののこと。

●緊急交通路

大規模災害時に大阪府内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路。

●グリーンベルト

ドライバーに歩行空間の存在を認識させ、注意を喚起し、通行速度の抑制を図るための路側帯のカラー舗装のこと。

●建設型仮設住宅

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する応急仮設住宅のこと。

●国土強靱化（こくどきょうじんか）

大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していこう

とすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

[さ] 行

●災害時協力井戸

地震など大規模な災害時、水道が使えずトイレや清掃などの生活用水（雑用水）が不足する事態に備え、近隣の被災者へ「生活用水」として提供できるよう事前に登録・公開された市民が所有する井戸。

●災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などがれきのこと。

●災害に強いすまいとまちづくり促進区域

大阪市外縁部に広がる木造密集市街地のうち、早急に対策を講ずる必要のある区域として、大阪府と関係市町の協議により指定された区域。

●災害モード宣言

平成30年6月の大阪府北部地震や同年の台風第21号等では、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が働き、人は身を守る行動に移さないケースが見受けられたことから、大阪府では、新たに学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるために災害モード宣言を導入し、「災害モード宣言」を行った場合には、府ホームページ、府防災情報メール、Yahoo!防災速報、各種SNS等での情報発信が行われる。

●再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

●サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

●四條畷市公共施設等総合管理計画

総務省通知により策定するものであり、社会情勢の変化に的確に対応するため、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう策定する計画。

●指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設。

●脆弱性（ぜいじゃくせい）

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

●脆弱性評価

脆弱性の評価は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を避けるために、リスクシナリオ毎に「どのような施策を実施しているか」、「実施している施策は十分か」について、幅広い施策分野の観点から確認を行い、計画策定の出発点となる弱点や課題を洗い出すこと。

●ソーシャルディスタンス（ソーシャルディスタンシング）

社会的距離。感染症の拡大を防ぐため、人と人との物理的距離を大きくとり、密集度を下げることがソーシャルディスタンシングという。

[た] 行

●大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図。

●地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種災害や大規模事故などに関し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

●沖積層（ちゅうせきそう）

現在の河川や海の働き（堆積作用）により形成された地層で比較的新しい地層のこと。主に固まっていない泥、砂、石などからなる。

●通電火災

大規模かつ長時間に及ぶ停電が発生し、停電からの復旧後の再通電時に出火すること。

●DPAT（災害派遣精神医療チーム）

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームのこと。

●DMAT隊

災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

●DWA T（災害派遣福祉チーム）

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチームのこと。

●撓曲（とうきよく）

地中にある断層がずれたことで、上にある地層がたわむ現象であり、撓曲と断層の違いは、力の強さであり、力が弱く地層が柔らかい時、地上部まで引く力が伝わらず、地層がずれた時に上の柔らかい地層が曲がってしまう現象。

●道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

●特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法で定められている、一定規模の多数の人々が利用する建築物（学校・病院・ホテル・事務所等）、危険物の貯蔵場・処理場及び、地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物のこと。また、特定既存耐震不適格建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める要件（用途や規模）

を満たす建築物の所有者に対し、必要な指示や耐震診断の義務を課すこととなっている。

●特定都市河川

特定都市河川とは、都市部を流れる河川であって、流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにも関わらず、河道または洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であるものとして指定されたものである。

※河道：流水を安全に流下させるための水の流れる部分

●土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして大阪府が指定する区域。

●土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるとして大阪府が指定する区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

【は】行

●ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

●BCM（事業継続マネジメント）

Business Continuity Management の略称。企業などの経営管理の一分野で、企業や事業の存続を脅かす事態の発生に備え、事業の継続計画を策定したり、計画を的確に実施できるよう、定期的な計画の改定や教育・訓練などを行うこと。

●BCP（業務（事業）継続計画）

Business Continuity Plan の略称。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から業務（事業）継続について戦略的に準備しておく計画。

●PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称。人工的に作られ電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている物資のこと。

●PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後も、計画的に実施し（Do）、結果を評価し（Check）、見直し・改善を加え（Action）、計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返すこと。

●ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。視力の低下した高齢者や障がいのある方、外国人観光客等も理解が容易な情報提供手法として、日本を含め世界中の公共交通機関、観光施設等で広く掲示されている。

●避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障がい者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

●風評被害

災害報道やうわさ等によって、安全な食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害のこと。

●福祉避難所

災害発生後に高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。

●プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まり。

●防火地域・準防火地域

都市計画法により、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

[ま] 行

●マサ（真砂）土

花崗岩などの風化が進んで砂状・土状になったもので、園芸用に用いられる時は「まさつち」と読まれる場合もある。

●マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

[や] 行

●ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしたもの。

[ら] 行

●リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

●リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するにあたって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。

●流通備蓄

災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食料や生活必需品等の備蓄。

●領家複合岩類（りょうけふくごうがんるい）

花崗岩質マグマの大規模な上昇により地下深部の高温条件下で変成作用を受けて形成された変成岩類とそれをもたらした花崗岩類で構成される地質帯に含まれる岩類の名称。

2 四條畷市国土強靱化地域計画の検討経緯の概要

年月日		検討経緯の概要
令和2年	5月18日	第1回 四條畷市国土強靱化地域計画策定庁内調整委員会
	5月25日	総務建設常任委員会
	6月24日	第2回 四條畷市国土強靱化地域計画策定庁内調整委員会
	7月6日	第1回 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会
	7月22日	総務建設常任委員会
	7月30日	第3回 四條畷市国土強靱化地域計画策定庁内調整委員会
	8月17日	第2回 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会
	9月2日	総務建設常任委員会
	9月24日	第4回 四條畷市国土強靱化地域計画策定庁内調整委員会
	10月9日	第3回 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会
	10月27日	総務建設常任委員会
	11月10日 ～12月9日	四條畷市国土強靱化地域計画（原案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施
	12月11日	第5回 四條畷市国土強靱化地域計画策定庁内調整委員会
	12月21日	第4回 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会
令和3年	1月19日	総務建設常任委員会
	2月10日	議会全員協議会
	2月24日	2月定例議会

3 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会条例

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく四條畷市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議等を行うため、四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 計画の策定に際して協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、計画の策定に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会会長	日額	8,500
四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会副会長	日額	8,000
四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会委員	日額	7,500

4 四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会委員名簿

役職	区 分	機関名及び職名	氏 名
会 長	学識経験を有する者	大阪工業大学特任教授	田中 耕司
副会長	学識経験を有する者	人と防災未来センター主任研究員	高原 耕平
委 員	各種団体を代表する者	四條畷市民生委員児童委員協議会 会長	山崎 讓
委 員	各種団体を代表する者	四條畷市自主防災組織ネットワーク 会会長	龍後 美幸
委 員	各種団体を代表する者	四條畷市消防団長	枘井 隆也
委 員	関係行政機関の職員	大阪府枚方土木事務所参事兼地域 支援・企画課長	角谷 敦司
委 員	関係行政機関の職員	大東四條畷消防組合四條畷消防署 長	西岡 栄治
委 員	関係行政機関の職員	大阪広域水道企業団四條畷水道セ ンター所長	渡邊 昇

(敬称略、順不同)